

第 2 回検証委員会において委員から出された意見

全体について	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は誰もルールを破っていないし、嘘も言っていない。この点は堂々としてよい。ただ、結果については疑義もあるので、慎重に検証する必要がある。 ・過程自体は、規則に則り、大学図書館を良くするため、一生懸命やっているが、結果がこういったことになったのは何か訳があった。規則が優先ではなく、規則を作った精神、なぜそうなっているかということを考えるべきであった。 ・現象は数的には膨大なものとなっているが、元になっているものは複雑なものではなかったのではないか。公的なお金を使っている大学としては、説明責任を果たさざるを得ない。
除却の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> ・除却の必要性は絶対あったし、冊数も問題なかった。 ・収蔵率でいうと、オーテピアのように新しくできた図書館と 20 年、30 年経過した図書館では判断基準が違う。また、公共図書館、大学図書館、学校図書館でも判断基準は異なる。 ・除却は絶対に必要だった。ただ、大量に除却をしなくてはならなかったのが、こういう問題になったと感じている。 ・除籍は致し方ない。一研究者としては、本を廃棄するのは抵抗感があるが、新しい知を確保していくことも必要。 ・県民の方々などに、除却の状況をご理解いただいていないのではないかと。除籍、再活用の制度化、見える化も必要ではないかと。 ・県立図書館は資料の保存センターという役割があり、最低 1 冊、1 タイトルを残す。公共図書館では必要な考え方であるが、大学図書館との違いは考えていかなければならない。
除籍の手続きについて	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きは普通の手続き。 除籍までのフローは多くの目に触れており、丁寧という印象。 ・活用の仕方は今回課題となったが、除却は大筋では他大学と変わらない。 ・除却候補リストの中に購入価格、寄贈者名が入っていたら、判断が変わっていたのではないかと。
除籍図書の適否について	<ul style="list-style-type: none"> ・重複していない図書も、コンピュータの本など概ね問題がなかったが、中には貴重な本があった。国史大辞典は譲渡の話があれば手を挙げていた。 ・除却リストを見ると、コンピュータ入門書などが結構あったので、概ね妥当。冊数が多いのがおかしいと感じる方もいたかもしれないが、リストを見る限り、概ね問題はなかった。中には貴重な本が入っていたのは反省しなければならない。 ・郷土資料、郷土ゆかりの資料について、限定的に捉えていたのではないかと。
再活用・焼却処分について	<ul style="list-style-type: none"> ・「短期間に除却を行わざるを得なかった状況の中」という説明があったが、そんなに切迫したものではなかったのではないかと。 ・工科大学への移管をしなかったことも不可解。工科大学に移管しても管理上難しくなることはないのでは、狭い視点で考えられたのではないかと。 ・定期的に除籍していなかったというのが大きかった。司書の頭数が決定的に少なかったのではないかと。

意思決定について	<ul style="list-style-type: none"> ・除却は、学内視点でゆがんだ生真面目さが蔓延していたのではないか。
規程について	<ul style="list-style-type: none"> ・準用していた内規のプライバシーの侵害については、「大学名」とかではなく、「寄贈者」の名前が入っているような場合が該当するのではないか。 ・現在の細則の規定については、内容的に矛盾、疑問がいくつかある。 ・実務的なことを含めて、規則類の大幅な改定や改善の提案がこの会として必要と考えている。図書管理上の視点や財産管理上の視点も考えていかなければならない。 ・除却、除籍の用語の混同は整理が必要。除籍の基準も具体的なものがほしい。
図書購入ポリシーについて	<ul style="list-style-type: none"> ・購入に関するポリシーについては、例えば、図書館全体をどうするか、独自の予算に限った話なのか、研究費の図書も含まれるのか、学生の意見を細かく反映するのはどのようにするのか、量的に増え過ぎることに対する規定をどうするか、そうしたことが不十分であるし、附則があるが、どこが変わったのかも分からない。 ・これでは司書のよりどころにならないのではないか。もう少し具体性、実務性を伴った選定基準のようなものが必要。県民も対象としているのであれば、県立大学としてこういう姿勢で選書しているという姿勢も必要。
今後に向けて	<p>(選書・購入・除籍等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除却は選書と表裏一体で、コレクションマネジメントが重要。コレクション全体を見て、どうバランスをとるのが重要。今回は機に取り組んでほしい。 ・コレクションマネジメントの基本的な考え方はレベル分けで、例えば、レベル1が辞書、カリキュラム類、レベル2がさらにその周辺などと区分し、古くなって実態として意味がないといった一番下のレベルを除却することになる。 ・定期的な除却のシステム化を図っていくことが必要。 ・コレクションマネジメントが必要。そのフレームワークの中で、選書と除却は表裏一体でやらざるを得ない。また、除籍と再活用の制度のシステム化が必ず必要。 ・新しい本が千冊入れば、千冊をどうかしないと収まらない。そうすると長期的な見通しも必要。そうしたものがあれば、今回の指摘に対しても大学として答えることができたのではないか。 <p>(オーテピア等との連携について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーテピアとの役割分担という考え方は、より良い選書の仕方、役割分担で考えていくという、地域の図書館が連携する中で、管理する学術情報、そのボリュームも質の点も多様化するという点で、面白い試みと考える。 ・役割の違いはあるが、オーテピアとの連携、活用をしていただきたい。 ・オーテピアにあるかどうか、これからの図書館の受け入れのポイント。ただ、辞書、辞典などの禁帯出の資料は動かさないの、自分の図書館に必要なかどうかを見る視点は必要。 <p>(大学図書館の在り方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館がどういう枠組みの中で大学に位置付けられ、大学全体のポリシーの中でどういうミッションを担っているのか。図書の選書規定、図書の管理規定、様々な活動が、それに基づき十分な見通しをもってなされているかということを示していくことが必要。大学図書館の使命が示されていれば、最終的な処分も違う形になったのではないか。

(参考)

第2回検証委員会 **資料1**

【検証のポイント】

① 除籍について

- ・そもそも除却（除籍）は必要だったのか。
- ・除籍の基準や除籍決定までの手続きは適正だったのか。
- ・除籍した図書は本当に適切だったのか。
- ・除籍の基準に関する根拠規定は他大学と比較してどうなのか。また、より具体的に規定すべきではないのか。

② 除籍決定後の再活用・焼却処分について

- ・なぜ、他の図書館、県民、学生への譲渡や売却ではなく、焼却になったのか。
- ・なぜ、他大学の状況など確認しなかったのか。
- ・旧の内規を準用していたとしても、規程・細則の制定時や改正時に、処分方法の再検討は行わなかったのか。
- ・除却図書の処分に関する根拠規定は他大学と比較してどうなのか。また、より具体的に規定すべきではないのか。

③ 意思決定について

- ・総合情報センター運営委員会での議論が大学全体に情報共有・認識共有されていたのか。
- ・総合情報センター運営委員会において学外への譲渡や売却の検討は丁寧に議論されていたのか。
- ・総合情報センター運営委員会において最終の決定は明確に行われていたのか。

第1回検証委員会 **資料4**

2) 学外での再活用を取り入れることができなかった要因

他大学のように、譲渡（教員・学生、県内の公立図書館、県民）や売却について議論がなかったわけではないが、短期間に大量の除却を行わざるを得ない状況の中、以下のような理由が複合的に存在し、除籍した図書を有効活用する道を拓くことができなかった。

- ① 大学名や教員名の記された本が学外に出回ることは不適切であるとの認識
- ② 大学・県の資産を勝手に売却することは不適切であるとの認識
- ③ 譲渡などの手続きを行う場合に要する時間や労力の制約
- ④ 除却後の書籍を譲渡するために保管する場所の確保
- ⑤ 他の図書館との連携、全学的な情報・認識の共有の弱さ

学外機関や学外者に対して除籍した図書の再活用を依頼することなく、焼却に至った理由は、上記のような慣習的に持っていた不適切な認識、物理的な課題、不十分な取り組みを打破できなかったことなどにあったが、突き詰めれば、大学として思考が断絶していたことや視野の拡大ができなかったことが大きな要因であると考えられる。

高知県立大学総合情報センター・図書館改革委員会の設置

1. 趣旨

本学は、教育基本法に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる人材を育成し、併せて地域社会の向上に寄与することを目的としている。そのうえで、域学共生を理念とする県民大学として、地域文化の創造に貢献する人材、保健医療福祉の発展に貢献する人材を育成している。

また、本学図書館は、① 教育、研究に必要な図書、学術雑誌を整備している図書館、② 学術情報の電子化への対応する図書館、③ 学生の主体的な学びを促進支援する図書館、④ 県民および地域の専門職の方々が利用できるオープンな図書館を目指して運営を行ってきている。

このたび、高知県立大学等永国寺図書館の蔵書除却に関する問題の反省ならびに、高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会の指摘を踏まえ、総合情報センター・図書館の機能、役割、管理体制について見直し、再構築する。

このための機関として学長の特命による「総合情報センター・図書館改革委員会」（以下「改革委員会」とする。）を設置する（委員の任期は平成30年11月1日より平成31年3月31日まで）。

2. 改革委員会のミッション

上記問題に関する検証委員会の指摘及び提言を踏まえ、公立の高等教育機関として、在学生及び教員の教育研究環境を整え維持するとともに、県民から信頼される図書館運営を実現するため、以下の点について検討・審議を行い、決定する。

なお、新管理体制での運営開始は平成31年4月1日とする。

- 1) ア 総合情報センター及び図書館の基本理念
イ 運営組織（内部構造）の在り方
ウ 総合情報センターに関する規程の改正
- 2) 図書館マネジメントの基本的な考え方・方針
- 3) 総合情報センター運営委員会等図書館運営に関わる運用細則等の再検討・新制定

3. 県内他機関との連携

本学図書館の機能・役割の再検討を行うにあたっては、平成30年7月に開館したオーテピア高知図書館との機能分担・役割分担について協議、連携することはもとより、高知県内すべての公立図書館との連携も視野に入れていくことが重要であるとする。

加えて、永国寺図書館は高知工科大学の図書館でもあることから、今後さらに両大学の連携を強化し、運営の強化に努める。

除籍図書の再活用（案）について

学内譲渡

- ・ 研究用として教員研究室で利用
 - ・ 学生教育用として学生研究室で利用
 - ・ 希望する学生に無償譲渡
- （内容が古く、誤った知識を与えてしまう図書は事前に教員がチェック）

県内の公立図書館・ 教育機関への譲渡 (図書館協会で検討)

- ・ 除籍図書活用のためのネットワーク化
（オーテピア高知図書館、県内市町村立図書館、県内大学・小中高等学校図書館等との連携）
- ・ 高知県図書館振興計画への位置付け

一般の方々へ の譲渡

- 【常時】 図書館内に放出コーナーの常設
- 【随時】 大学祭などの学内イベント、協働事業等の際にブックトラックで展示しリユースフェアを実施

古本業者への 売却

- ・ 学内の古本募金を活用

廃棄

(古紙回収業者)

図書・雑誌購入実績(H29年度)

(単位:円)

予算区分	内訳	図書	雑誌
図書予算 ((池)(永)(短大))	図書(図書館運営費含む)	3,126,463	543,055
	学術雑誌(雑誌・資料)	0	11,008,109
	大学院洋書購入	515,353	45,000
	電子ジャーナル	0	11,419,733
	小計	3,641,816	23,015,897
研究費等の予算		3,090,558	10,160,237
	合計	6,732,374	33,176,134
	総合計	39,908,508	

除却した図書(雑誌)のうちの寄贈冊数

1 図書

No.	区分	除却冊数 (①)	うち寄贈図書の冊 数(②)	割合 (②/①)
1	2014年重複	9,253	841	9.1%
2	2015年重複	3,581	299	8.3%
3	0類	609	19	3.1%
4	1類	1,107	208	18.8%
5	2類	1,545	473	30.6%
6	30-32	464	79	17.0%
7	33-35	361	62	17.2%
8	36-39	783	369	47.1%
9	456類	863	199	23.1%
10	78類	338	65	19.2%
11	90-91	404	161	39.9%
12	92-99	185	25	13.5%
13	2017年重複	5,939	708	11.9%
計		25,432	3,508	13.8%

2 雑誌

No.	区分	除却冊数 (①)	うち寄贈雑誌の冊 数(②)	割合 (②/①)
1	製本雑誌	718	14	1.9%